

2022年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公益社団法人 広島県社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2022年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

日程・会場・定員・内容

日程	2022年7月2日(土)～7月3日(日)
会場	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、zoomミーティングを使用した「オンライン研修」として実施
定員	24名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】

8:45～9:00	オリエンテーション
9:00～11:00	実習指導概論(講義2時間)
11:00～11:15	休憩
11:15～13:15	実習マネジメント論(講義2時間)
13:15～14:00	昼休憩
14:00～17:00	実習プログラミング論(講義3時間)

【2日目】

9:00～17:00	実習スーパービジョン論(講義・演習7時間) ※途中に昼食・休憩あり
17:00	修了

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

・社会福祉士であること。

2. 受講費(テキスト代は含みません。)

都道府県社会福祉士会会員：10,000円 その他の社会福祉士：20,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

3. 申込方法

①URLまたはQRコードよりGoogleフォームでお申込みください。

お申込みURL → <https://forms.gle/UaindBdic39fhWRD7>

QRコード →



②受講資格(社会福祉士)を確認しますので必ず「社会福祉士登録証」の(写)を提出してください。(郵送・FAX・メール添付いずれでも可)

③お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。

④受講定員を超えた場合は、◇都道府県社会福祉士会会員◇実務経験3年以上◇実習の受け入れはあるが、所属先に講習修了者がいない◇その他、社会福祉士資格取得年等、を考慮し受講者を選出します。

4. 申込受付期間：5月9日（月）～5月30日（月）

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は6月7日ごろまでに文書にてご連絡します。あわせて受講案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

6. 申込上のご注意

- ①受講申し込みフォームは、入力間違いや入力漏れののないよう、ご注意ください。
- ②受講申込の際「お名前・生年月日・ご住所」は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
- ③Google フォームでのお申込みが出来ない場合は、担当者までご連絡下さい。

7. 研修テキストについて

『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』（中央法規出版、2022年）を講習会テキストとして位置づけています。原則、実習指導者講習会当日までに『新版 社会福祉士実習指導者テキスト』をお読みください。テキスト購入方法については受講決定時にご案内します。

8. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ②修了者には、研修終了後に修了証を後日郵送します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

9. オンラインでの受講上の留意点

本研修は、「zoom ミーティング」を使用した、オンラインにて実施致します。
別紙の「オンラインでの受講上の留意点」をご確認ください。

【注意】

(1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I **単位数**：1 単位

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご確認ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

「社会福祉に関する科目を定める省令 第四条八号」

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

お問合せ先・申込先

公益社団法人 広島県社会福祉士会（平日 8:30～17:00）
〒732-0816 広島市南区比治山本町1-2-2 [担当：竹本]

TEL:082-254-3019 FAX:082-254-3018
E-mail: kensyu@htc.or.jp